

令和2年 天草市農業委員会第3回総会議事録

令和2年3月26日天草市役所本庁第2会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	12番	井島 安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

4、議事日程

開会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第16号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第17号 非農地通知書交付申請について
日程第7	議第18号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に 付属した農地の別段面積の設定について
日程第8	報告事項について

閉会

開 議 午後1時55分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和2年天草市農業委員会第3回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。雨の中、また早期米の準備の季節でもあり、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。コロナウイルスで多大な影響があり、農業へも同じように大きな痛手であります。農業委員として、農家の方への手助けができる部分については、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので皆さんも健康に留意し、ご協力をお願い致します。農業新聞の購読、勧誘についても、ご協力感謝致します。また、年金につきましても、皆さんのおかげで加入いただく件数も多く、のうねんの取材を受け、5月号にその内容が掲載される予定です。本日は全体で56件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3番黒川委員、4番松下委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。栖本町の譲受人は福岡県北九州市小倉南区の譲渡人より、栖本町の田873㎡を売買により取得したというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから南西へ約0.5km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 2番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田4,827㎡と畑947㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南東へ約0.2km、南西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番(玉田秀敏君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑516㎡を駐車場、通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から西へ約1.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、28台分の駐車場、通路として利用する計画です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(富崎ますみ君) 先日担当地区の推進委員と現地を確認しましたが、説明のとおり問

題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は福岡市西区の個人で、本渡町の畑192㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北西へ約1.0km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、退職後、帰郷するための住居として、住宅1棟、駐車場1台、庭を建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に資材置場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、楠浦町の田5.42㎡を通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は土地改良事業による換地が行われている第1種農地です。第1種農

地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲が住宅化するにあたって通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は今釜町の個人で、今釜町の畑139㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.4km、青色で着色した国道324線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため8台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に駐車場として利用されているため始末書が添付されていません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は大分県宇佐市の法人で、北原町の畑 767 m²を売買により取得して貸事務所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から南東へ約 0.2km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸事務所として需要が見込まれるため、事務所 1 棟、15 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は佐伊津町の法人で、佐伊津町の畑 824 m²に賃借権を設定し駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した中央消防署から北西へ約 0.8km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、事業用車両及び従業員用駐車場が必要なため、32 台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に駐車場として利用されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑 124 m²を贈与により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南東へ約 1.2km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、2 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに造成されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 4 ページをお開きください。5 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑 1,285.02 m²を売買により取得して通路、作業場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南へ約 0.6km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地

は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通路、作業場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、現地はすでに通路、乗降場として利用されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 6 番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑 330 m²を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深中学校から北西へ約 1.1km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として利用する計画です。資料③の 4 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（金棒康二君） 先日担当地区の推進委員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 7番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田193㎡を売買により取得して農機具置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から北西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住まいと所有農地に隣接することから、農機具置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日担当地区の推進委員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。8番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑311㎡を贈与により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から南東へ約0.4km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進委員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第16号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第16号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の6ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が2件、再設定が31件、転貸が0件、合計34件で、筆数71筆、総面積が296,107㎡となっております。なお、6ページの所有権移転の計画1件につきましては、下浦町の個人が熊本県農業公社より栖本町河内の田3,118㎡を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第17号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の27ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が3件、倉岳地域が1件、新和地域が1件、五和地域が5件、合計10件。筆数は全体で39筆、面積は27,613㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

す。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した広域連合中央消防署から北西へ約 0.5km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番、3 番の地図です。黄色で着色した広域連合中央消防署から北西へ約 1.5km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 4 番の地図です。黄色で着色した天草高校倉岳校から北へ約 0.6km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 5 番の地図です。黄色で着色した B&G 海洋センターから南西へ約 1.2km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 6 番から 11 番の地図です。黄色で着色した市役所五和支所から南西へ約 0.9km、1.3km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 12 番の地図です。黄色で着色したイルカセンターから東へ約 2.3km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 13 番、14 番の地図です。黄色で着色したイルカセンターから東へ約 0.7km、1.2km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 15 番の地図です。黄色で着色したイルカセンターから南東へ約 2.3km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 16 番から 37 番の地図です。黄色で着色した五和中学校から北へ約 1.0km、東へ約 0.5km、西へ約 0.5km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 38 番、39 番の地図です。黄色で着色した市役所栖本支所から西へ約 2.0km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして意見及び質疑はございませんか。

○5 番（山下和弘君） 先日推進員と現地確認を行いました。19 番、20 番、23 番、24 番、27 番、28 番については非農地と認められない状況と思います。

○議長（本田実君） 他に意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、19 番、20 番、23 番、24 番、27 番、28 番については農地と判断し、それ以外を非農地とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、19 番、20 番、23 番、24 番、27 番、28 番以外については非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 12 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） お手元の資料④をご覧ください。議第 18 号、農地法第 3 条第 2 項

第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き40アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2015農林業センサスにおいて、管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の約58パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は50アール未満、10アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において40アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで2点書いております。まず1点目でございますけれども、農地法施行令第2条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める農業経営基盤強化促進法による基本的な構想に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。2点目でございますけれども、本年2月7日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、令和2年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、ひとしく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。資料といたしまして、2ページに別段面積の設定についてということで農地法第3条第2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということでありますが、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございまして、これに適合するかどうかということでございます。3ページをご覧くださいますと、経営耕地面積規模別農家数がございまして、まず40アール未満であるかどうかということでございますが、総数を書いていますけれども、自給的農家の2,322世帯に販売農家の各段階の世帯数を足しますと2,740戸。全体で57.92%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてもまだ49.66%ということで100分の40をクリアしておりますが、やはりこれにおきましては40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございまして、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。続きまして、お手元の資料④の4ページをご覧ください。空き家に付属する農地の別段面積取扱基準（案）についてでございます。以前から天草市の空き家情報バン

クを主管する地域政策課から、移住・定住者の中には、空き家に付属する農地の取得を希望される方もいらっしゃるのでは取得できるようにならないかとの要望がありました。農地の権利取得においては農地法第3条による制限がなされているので取得できませんが、「空き家に付属する農地」取得に係る下限面積要件緩和について、今後本市の定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用及び解消などに寄与するため今回の議案に上程いたします。この基準の主な部分を説明いたします。ページ下段の3条をご覧ください。面積については、空き家に付属した農地に限定して別段面積を1アールとします。戻って第2条の定義をご覧ください。3号は、空き家が天草市空き家情報バンクに登録されていること。4号は農地の全て又は一部が遊休農地、または今後遊休農地になる可能性のある農地であること。5号は空き家及び空き家に付属する農地の所有者等が同一であること。6号は空き家に隣接すること。の意味です。これが主な要件となります。また、ページ最下段の4条の適用条件では、権利を取得しようとする人は、投機目的の農地取得を防ぐため、5年間は耕作すること。としています。次ページをご覧ください。5条が農地の指定。6条が指定農地の権利取得。7条が指定の解除。8条が公示になります。この5条から8条までが、事務手続きになります。具体的な手続きの流れとしましては、①空き家に付属する農地指定の申請を農業委員会に行う。②農業委員会が現地確認を行い、総会にて適否を判断します。適用と判断された場合は公示します。その後の所有権移転手続きにつきましては、農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出し、総会にて審議、許可書の発行となります。繰り返しになりますが、まず農地の指定の申請、総会での審議、公示を行い。続いて3条申請、総会での審議、許可書の発行という手続きになります。なお、令和元年10月4日及び本年2月7日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、空き家に付属する農地について協議しました。先ほど説明しました管内各市町の別段面積40アールと同様、空き家に付属する農地の別段面積につきましても天草地域で格差が生じないように、ひとしく1アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、空き家に付属する農地の下限面積は1アールとするということで上程をさせていただいております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました意見及び質疑はございませんか。

○議長（本田実君） 他に意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、議案のとおり決議することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農地法第3条第2項第5号の規定による別段

面積及び空き家に付属した農地の別段面積の設定については原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の81ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後3時20分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

黒川紀世子

署名委員

松下敏明